

監査公表第10号

平成30年5月25日

周南市監査委員 中村 研二

周南市監査委員 坂本 心次

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査（公益財団法人周南市体育協会）を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

（当該監査の結果は、平成30年3月23日に決定、同日議長及び市長に提出し、平成30年5月25日に議会報告されています。）

公益財団法人周南市体育協会に対する監査の結果

1 監査の概要

(1) 監査の種類

財政援助団体等監査（財政援助団体監査及び公の施設の指定管理者監査）

(2) 監査の対象

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第7項の規定に基づき、周南市（以下「本市」という。）が財政援助等している団体のうちから、公益財団法人周南市体育協会（以下「体育協会」という。）を選定し、関係する本市主管課である地域振興部文化スポーツ課、都市整備部公園花とみどり課及び経済産業部農林課も監査対象とし、次のとおり監査を行った。

ア 体育協会関係

(7) 監査対象事務

周南市体育協会運営費補助金及び全国大会等誘致開催補助金並びに公の施設の指定管理（総合スポーツセンター（緑地公園内）（以下「総合スポーツセンター」という。）、周南緑地（東・中央）、鹿野山村広場及び鹿野ふれあい広場（以下「鹿野山村広場等」という。））に係る出納その他の事務

(4) 監査対象事業年度

平成28事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

(7) 監査の実施方法

監査に当たっては、対象事業年度の関係諸帳簿、証憑書類等の提出を求め、照合による計数の符合確認等のほか、抽出による検査又は精査を行うとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

イ 本市主管課関係

体育協会について監査対象とした補助金及び指定管理料の予算執行並びに指定管理者の指定手続等を対象とした。

(7) 地域振興部文化スポーツ課 周南市体育協会運営費補助金、全国大会等誘致開催補助金及び総合スポーツセンターの指定管理

(4) 都市整備部公園花とみどり課 周南緑地（東・中央）の指定管理

(7) 経済産業部農林課 鹿野山村広場等の指定管理

(3) 監査の実施期間

平成29年12月6日から平成30年3月23日まで

2 体育協会の概要

(1) 設立年月

設 立 昭和53年7月 財団法人徳山市体育協会
名称変更 平成16年3月 財団法人周南市体育協会
移 行 平成25年4月 公益財団法人周南市体育協会

(2) 設立目的 (定款第3条)

この法人は、周南市民のスポーツの統一組織として、市民の体力の向上及びスポーツ精神の高揚を図り、もってスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(3) 主たる事務所の所在地 (定款第2条)

山口県周南市大字徳山427番地、周南市総合スポーツセンター内

(4) 組織 (平成29年3月31日現在)

代表理事 1人、理事 37人、監事 2人、評議員 35人、職員 65人 (うち再任用2人、臨時2人、パート53人)

(5) 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

(6) 事業 (定款第4条)

- ア 市民のスポーツ精神を確立すること。
- イ スポーツに関する調査、研究、宣伝、及び啓発を行うこと。
- ウ スポーツの指導者及びスポーツクラブ・チーム等の育成並びにスポーツ教室等各種市民スポーツ振興事業を実施すること。
- エ 山口県体育協会との連絡並びに加盟団体の強化発展及び相互の連絡協調を図ること。
- オ スポーツに関する諸事業・諸大会等を実施し、又は援助すること。
- カ 関係機関に対してスポーツに関する意見を述べ、又は関係機関が行う施策に協力すること。
- キ 育成団体(学生・生徒・児童等を主体とした組織団体)の強化と組織の確立を図ること。
- ク スポーツの功労者を表彰すること。
- ケ 財政の確立を図ること。
- コ 各種体育施設の管理運営及びこれに付随する事業を実施すること。

- サ その他、この法人の公益目的達成に必要な事業を行うこと。
- シ 体育施設の管理運営に関するものの内、収益を目的とした諸事業の遂行を行う。
- ス 管理施設に付設された軽食喫茶室の運営並びに飲料水等の自動販売機の設置運営を行政（周南市）より付託され行う。
- セ スポーツ記念グッズ等の販売をスポーツ愛好者のために行う。
- ソ その他、公益事業の一助になる範囲内で、収益を伴う諸事業を行う。

(7) 平成28年度事業内容

- ア 各種スポーツ・レクリエーション大会の開催
- イ 健康講座・各種スポーツ教室の開催
- ウ 育成強化
- エ 各競技団体・スポーツ少年団等活動助成
- オ 指定管理公共施設の活用

3 本市からの財政援助等

(1) 補助金

監査対象とした補助金について、平成28年度は、体育協会への運営助成として821万円及び全国大会等誘致開催への助成として150万円の補助金を交付している。

(2) 公の施設の指定管理

監査対象とした公の施設について、平成28年度は、総合スポーツセンター1億1,417万1,000円、周南緑地（東・中央）1,976万円及び鹿野山村広場等121万7,000円の指定管理料を支出している。

(3) その他

本市は、体育協会に対して7,650万円を出捐している。

なお、本市から体育協会への出捐割合は、基本財産の4分の1未満となっている。

4 監査の結果

(1) 体育協会関係

ア 補助金について

周南市体育協会運営費補助金については、収入決定調書、支出決定調書等が事務処理規程及び財務会計規程に基づく処理がされていないもの、旅費が旅費規程に基づく処理がされていないものがあった。

全国大会等誘致開催補助金については、おおむね適切に処理されていた。

イ 公の施設の指定管理について

総合スポーツセンターの指定管理については、事務処理規程に基づく決裁がされていないものがあった。また、市から管理を依頼された備品について、適正な管理がされていないものがあった。

鹿野山村広場等の指定管理については、財務会計規程に基づく処理がされていないものがあった。

周南緑地（東・中央）の指定管理については、おおむね適切に処理されていた。

(2) 本市主管課関係

ア 補助金について

周南市体育協会運営費補助金及び全国大会等誘致開催補助金については、おおむね適正に処理されていた。

イ 公の施設の指定管理について

総合スポーツセンターの指定管理については、指定管理者へ管理を依頼した備品について、適正な管理がされていないものがあった。

周南緑地（東・中央）及び鹿野山村広場等の指定管理については、おおむね適正に処理されていた。

(3) 指摘事項

本財政援助団体等監査に当たっては、前記(1)及び(2)で述べたとおり、事務処理の改善を要するものが見受けられた。今後は、それらの補助金及び指定管理の当該事務について、主管課による適切な指導・監督と監査対象団体の事務改善により、事務の適正化を図られるよう望むものである。

監査対象団体及び主管課のその他の事務については、関係規定、関係法令等に従っておおむね適正に執行されていると認められた。

なお、指摘事項の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で指導した。